

名古屋市公報	令和 3年 6月 2日 第104号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例 ○ 市長等の給与の特例に関する条例	(総務・給与課) (第38号) 4
告 示 ○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん ○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について ○ 指定一般相談支援事業者等の指定について ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について ○ 市議会の議決を経た予算の要領 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・障害企画課) (第289号) 7 (緑土・東山総合公園管理課) (第290号) 12 (健福・障害者支援課) (第291号) 14 (健福・障害者支援課) (第292号) 18 (健福・障害者支援課) (第293号) 19 (財政・財政課) (第294号) 20 (健福・保護課) (第295号) 23 (健福・保護課) (第296号) 24 (健福・保護課) (第297号) 30 (健福・保護課) (第298号) 33 (健福・保護課) (第299号) 35
選挙管理委員会告示 ○ 名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名について	(第21号) 37

教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第9号)	38
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局局内誌発行規程の一部改正	(第15号)	39
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	40
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	46

条 例 の あ ら ま し

○ 市長等の給与の特例に関する条例（第38号）

1 制定の趣旨

この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」といいます。）の給料及び期末手当を削減し、地域手当及び退職手当を支給しないこととするとともに、市長の任期中における副市長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当を削減して支給することとします。

2 主な内容

- (1) 市長、副市長及び常勤の監査委員の給料月額及び期末手当の額を削減します。（第 1条、第 2条第 1項、第 4条及び第 5条関係）
- (2) 市長には、地域手当及び退職手当を支給しないこととします。（第 2条第 2項及び第 3条関係）

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。

市長等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 3 年 5 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第38号

市長等の給与の特例に関する条例

（市長の給料月額の特例）

第 1 条 この条例施行の際現に市長の職にある者（以下「市長」という。）の給料月額は、特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6 号。以下「特別職条例」という。）第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、500,000 円とする。

（市長の手当の特例）

第 2 条 6 月及び12月に支給する市長の期末手当の額は、特別職条例第 3 条第 2 項の規定において準用する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第20条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、それぞれ 1,000,000 円に、給与条例第20条第 1 項に規定する基準日以前 6 箇月以内の期間における市長の在職期間の同条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 市長には、特別職条例第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、地域手当を支給

しない。

（市長の退職手当の特例）

第3条 市長には、特別職条例第4条の規定にかかわらず、退職手当を支給しない。

（副市長等の給料月額の特例）

第4条 副市長及び常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）の市長の任期中における給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2号及び第4号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第3条及び第4条に規定する手当並びに職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職条例第2条第2号及び第4号に規定する額とする。

（副市長等の期末手当の額の特例）

第5条 副市長等の市長の任期中における期末手当の額は、特別職条例第3条第2項又は第3項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の規定により支給することとなる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 市長の施行日から施行日の属する月の末日までの間における給料月額は、第1条の規定にかかわらず、151,081円とする。

3 市長には、第2条第1項の規定にかかわらず、令和3年6月の期末手当を支給しない。

4 副市長の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、同条中「第2条第2号及び第4号の規定」とあるのは「第2条第2号及び附則第7項の規定」と、「同条第2号及び第4号に規定する額」とあるのは「同条第2号

及び附則第 7 項の規定により支給することとなる額」と、「第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する額」とあるのは「第 2 条第 2 号及び附則第 7 項の規定により支給することとなる額」とする。

- 5 副市長等の令和 3 年 6 月の期末手当の額は、第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、特別職条例の規定により支給された同年 4 月 28 日から施行日の前日までの間における給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に相当する額を減じた額とする。

名古屋市告示第 289号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定
の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあつては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 3年 5月31日（月）から同年 6月14日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、 6月 5日（土）、 6日（日）、12日（土）及び13日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあつては健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 3年 6月 1日（火）から同月14日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 5日（土）、 6日（日）、12日（土）及び13日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 3年 7月15日（木）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 44戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれ

れかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 19戸

事故住宅 2戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 290号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 3年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
動植物園（東山公園）の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

- 2 委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社 J T B
代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

東京都品川区大崎一丁目11番 2号
株式会社ローソンエンタテインメント
代表取締役社長 渡辺 章仁

東京都千代田区二番町 8番地 8
株式会社セブンドリーム・ドットコム
代表取締役 松田 良二

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

名鉄観光サービス株式会社
代表取締役社長 大西 哲郎

3 委託期間

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 291号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社メッドイ ンフォマティクス 名古屋市千種区若 水二丁目 3番11号	まごころの杜訪問 介護ステーション 名古屋市熱田区幡 野町17番12号	居宅介護 重度訪問介護	2311100685	令和 3年 5月 1日
社会福祉法人華陽 会 名古屋市港区新茶 屋一丁目1701番地	訪問介護ステーシ ョン南陽 名古屋市港区新茶 屋一丁目1701番地	同行援護	2311200576	令和 3年 5月 1日
株式会社はる 名古屋市中川区上 流町 2丁目 6番地	かりんけあサービ ス 名古屋市中川区上 流町 1丁目17番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301770	令和 3年 5月 1日
株式会社F R E E 愛知県津島市江西 町三丁目 7番地 3	就労移行支援事業 所フリー 名古屋市中区正木	就労移行支援	2316101183	令和 3年 5月 1日

	四丁目11番 2号			
株式会社エムズ東海 名古屋市天白区池場五丁目 414番地	自立生活援助プチシャトー池場 名古屋市天白区池場五丁目 414番地	自立生活援助	2316401385	令和 3年 5月 1日
パシフィックウェルフェア株式会社 名古屋市東区泉一丁目23番37号	P A C I F I C 訪問介護ステーション 名古屋市天白区平針二丁目1812番地	居宅介護	2316401393	令和 3年 5月 1日
株式会社誠 名古屋市昭和区広路通 4丁目 5番地の 5	就労継続支援 B 型 やまととなでしこ 名古屋 名古屋市天白区一本松一丁目 101番地	就労継続支援 B 型	2316401401	令和 3年 5月 1日
特定非営利活動法人花＊花 名古屋市千種区内山三丁目 9番 1号	ヘルパーステーション花＊花 名古屋市千種区内山三丁目 9番 1号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2317100507	令和 3年 5月 1日
株式会社 I B I S 東海 名古屋市東区泉二丁目27番14号	アイビス今池 名古屋市千種区仲田二丁目15番 8号	就労継続支援 B 型	2317101240	令和 3年 5月 1日
株式会社 HAMA MODE 名古屋市名東区平和が丘三丁目88番地の 3	Z O R N 名古屋市千種区東山通 4丁目 9番地	就労継続支援 B 型	2317101257	令和 3年 5月 1日
株式会社セントバ	くうちゃんの生活	生活介護	2317200687	令和 3年

一ナード 名古屋市西区赤城 町13番地の 1	介護 名古屋市東区筒井 一丁目 8番20号			5月 1日
一般社団法人まご ころ福祉会 名古屋市守山区小 幡一丁目 2番16号	グループホームリ バンス 名古屋市守山区向 台三丁目1204番地	短期入所	2317601918	令和 3年
		共同生活援助	2327600330	5月 1日
特定非営利活動法 人H a n d s 名古屋市名東区高 針一丁目 802番地	切磋琢磨 名古屋市千種区観 月町 1丁目40番地 の 1	就労移行支援	2318000318	令和 3年 5月 1日
株式会社ジェイシ ョウ 名古屋市名東区明 が丘 115番地	ワークスタジオ藤 が丘 名古屋市名東区明 が丘 115番地	就労継続支援 A型	2318001480	令和 3年 5月 1日
株式会社アミーク ス 岐阜県各務原市川 島河田町1045番地 9	わくわく本郷 名古屋市名東区本 郷三丁目 134番地	就労継続支援 B型	2318001498	令和 3年 5月 1日
株式会社ユーフォ リア 愛知県知多市岡田 字西違脇81番地の 14	ユーフォリア 名古屋市名東区香 南一丁目 401番地	就労継続支援 B型	2318001506	令和 3年 5月 1日
絆プロジェクト株 式会社 名古屋市守山区日 の後1414番地の 3	暮らしっく 名古屋市名東区代 万町 2丁目58番地 の 3	共同生活援助	2328000167	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 292号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人むつ み福祉会 名古屋市中区古渡 町 9番18号	障害者相談センタ ー一歩 名古屋市中区古渡 町 9番18号	一般相談支援	2336100041	令和 3年 5月 1日
有限会社名岐ホッ トスタンプ 名古屋市北区丸新 町 485番地	f o r t i n a 名古屋市北区丸新 町 485番地	一般相談支援 特定相談支援	2337300178	令和 3年 5月 1日
		障害児相談支 援	2377300187	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 293号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 5月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社ピーアンド ピーコーポレー ション 名古屋市西区八筋 町 8番地の 5	P ルームステーシ ョン 名古屋市西区宝地 町 103番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2310201344	令和 3年 4月30日
株式会社花輪 名古屋市中川区上 流町 1丁目17番地	かりんけあサービ ス 名古屋市中川区上 流町 1丁目17番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301465	令和 3年 4月30日
株式会社 I B I S 名古屋市千種区仲 田二丁目15番 8号	アイビス今池 名古屋市千種区仲 田二丁目15番 8号	就労継続支援 B 型	2317101174	令和 3年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 294 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 3 年 5 月 18 日本市市会臨時会において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 3 年 5 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 令和 3 年度名古屋市一般会計補正予算（第 4 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和３年度名古屋市一般会計補正予算（第４号）

令和３年度名古屋市一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,808,321千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,325,006,352千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国庫支出金		228,293,444	3,212,000	231,505,444
	1 負担金	195,414,532	627,000	196,041,532
	2 補助金	32,124,275	2,585,000	34,709,275
13 繰入金		27,352,602	596,321	27,948,923
	2 基金繰入金	12,842,951	596,321	13,439,272
歳 入	合 計	1,321,198,031	3,808,321	1,325,006,352

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健康福祉費		333,495,709	1,254,000	334,749,709
	7 公衆衛生費	20,913,413	1,254,000	22,167,413
4 子ども青少年費		166,624,671	2,585,000	169,209,671
	1 子ども青少年費	166,624,671	2,585,000	169,209,671
13 職員費		276,256,920	△	276,226,241
	2 総務職員費	18,293,828	△	18,263,149
歳 出	合 計	1,321,198,031	3,808,321	1,325,006,352

名古屋市告示第 295号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
名古屋南歯科保健医療セ ンター	名古屋市南区弥次ヱ町 5丁目12番地 の 1	令和 2年 12月 1日
イオン薬局守山店	名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番 地	令和 3年 3月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 296号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社マザーズ
介護事業者の所在地		名古屋市西区新道一丁目 2番 5号
介護事業所の名称		訪問看護マザーズ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区新道一丁目 2番 5号
	新	名古屋市西区押切一丁目 9番25号
変更年月日		令和 3年 3月15日

介護事業者の名称		GOOD AID株式会社
介護事業者の所在地		名古屋市中村区平池町 4丁目60番地の12
介護事業所の名称	旧	ケアーズ訪問看護リハビリステーション中村
	新	おだいじに訪問看護リハビリステーション中村

介護事業所の所在地	名古屋市中村区中村町 3丁目43番地
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日

介護事業所の名称	大原歯科医院
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中区大須四丁目10番78号
地	新 名古屋市中区大須三丁目32番23号
変 更 年 月 日	令和 3年 3月 8日

介護事業者の名称	株式会社だいち
介護事業者の所在地	名古屋市中川区宮脇町 1丁目47番地の 2
介護事業所の名称	訪問看護ステーションさくら
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中川区上脇町 2丁目26番地
地	新 名古屋市中川区宮脇町 1丁目47番地の 2
変 更 年 月 日	令和 3年 3月20日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	大原歯科医院
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中区大須四丁目10番78号
地	新 名古屋市中区大須三丁目32番23号
変 更 年 月 日	令和 3年 3月 8日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧 フレンズクリニック
	新 フレンズデンタルクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市中区大須三丁目28番23号
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日

介護事業所の名称	大原歯科医院
----------	--------

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区大須四丁目10番78号
	新	名古屋市中区大須三丁目32番23号
変更年月日		令和 3年 3月 8日

4 通所介護

介護事業者の名称		有限会社楽笑苑
介護事業者の所在地		名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地
介護事業所の名称		デイ・サービス楽笑苑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地
	新	名古屋市中村区千成通 2丁目37番地の 1
変更年月日		令和 3年 2月 8日

介護事業者の名称		株式会社あぶにーる
介護事業者の所在地		名古屋市中区千代田四丁目19番12号
介護事業所の名称	旧	リハビリコンパニオンビブラビブレ
	新	リハビリクッキングビブラビブレ
介護事業所の所在地		名古屋市中区千代田四丁目19番12号
変更年月日		令和 3年 3月 1日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		カシダス株式会社
介護事業者の所在地		東京都新宿区西新宿 6—22— 1
介護事業所の名称		カシダス名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区則武新町四丁目 3番12号
	新	名古屋市中区秩父通 2丁目40番地
変更年月日		令和 3年 2月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社ニチイ学館
介護事業者の所在地		東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地
介護事業所の名称		ニチイケアセンター芳野
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区徳川町 110番地
	新	名古屋市東区東大曽根町 1番 4号
変更年月日		令和 2年 7月 1日

介護事業者の名称		株式会社マザーズプラス
介護事業者の所在地		名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
介護事業所の名称		ケアプランセンタープラス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
	新	名古屋市中村区若宮町 1丁目32番地
変更年月日		令和 2年12月16日

7 介護予防支援事業

介護事業者の名称		社会福祉法人八事福祉会
介護事業者の所在地		名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
介護事業所の名称		名古屋市天白区西部いきいき支援センター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区大坪二丁目 801番地
	新	名古屋市天白区大坪二丁目 604番地
変更年月日		平成30年 6月 1日

8 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		カシダス株式会社
介護事業者の所在地		東京都新宿区西新宿 6—22— 1
介護事業所の名称		カシダス名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区則武新町四丁目 3番12号
	新	名古屋市西区秩父通 2丁目40番地

変 更 年 月 日	令和 3年 2月 1日
-----------	-------------

9 地域密着型通所介護

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社楽笑苑	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	楽笑苑しらこ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区白子町 2丁目32番地の 1
	新	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 8日	

10 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社楽笑苑	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	デイ・サービス楽笑苑	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地
	新	名古屋市中村区千成通 2丁目37番地の 1
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 8日	

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社楽笑苑	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	楽笑苑しらこ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中村区白子町 2丁目32番地の 1
	新	名古屋市中村区白子町 2丁目 7番地
変 更 年 月 日	令和 3年 2月 8日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社あぶにーる	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中区千代田四丁目19番12号	
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	リハビリコンパニオンビブラビブレ

	新	リハビリクッキングビブラビブレ
介護事業所の所在地		名古屋市中区千代田四丁目19番12号
変 更 年 月 日		令和 3年 3月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 297号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
なかいで内科	名古屋市千種区新西二丁目 9番 3号	令和 3年 3月16日
沢田皮膚科	名古屋市中川区押元町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日
梶野歯科医院	名古屋市緑区桶狭間北二丁目1117番地	令和 3年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月
-----------	-------	------

		日
なかいで内科	名古屋市千種区新西二丁目 9番 3号	令和 3年 3月16日
沢田皮膚科	名古屋市中川区押元町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日
梶野歯科医院	名古屋市緑区桶狭間北二丁目1117番地	令和 3年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
なかいで内科	名古屋市千種区新西二丁目 9番 3号	令和 3年 3月16日
リハデンタルクリニック	名古屋市東区泉一丁目19番10号	令和 2年 12月30日
フレンズクリニック	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号	令和 3年 4月 1日
吉川メイツ薬局	名古屋市西区那古野一丁目 6番11号	令和元年 12月31日
沢田皮膚科	名古屋市中川区押元町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日
サノー薬局	名古屋市港区佐野町 3丁目48番地	令和 3年 1月 1日
梶野歯科医院	名古屋市緑区桶狭間北二丁目1117番地	令和 3年 4月 1日
みか調剤薬局のなみ店	名古屋市天白区野並二丁目 440番地	令和 3年 4月 1日
みか調剤薬局	名古屋市天白区池場三丁目 502番地	令和 3年 4月 1日

名古屋市告示第 298号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
協和ケミカル株式会社 名古屋市東区泉二丁目26番 2 号	キョーワ訪問看護リハビリス テーション寄り添い屋東店 名古屋市東区泉二丁目26番 1 号	令和 3年 4月 1日

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日

株式会社アルク 名古屋市北区米が瀬町 201 番 地	レンタルショップアルク 名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919 番地	令和 3 年 4 月 30 日
----------------------------------	--	--------------------

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
有限会社愛和ケアサービス 名古屋市千種区今池四丁目14 番11号	有限会社愛和ケアサービス指 定居宅介護支援事業所 名古屋市千種区今池四丁目14 番11号	令和 3 年 3 月 1 日
一般社団法人M o m e n t 名古屋市千種区鹿子町 6 丁目 26 番地の 2	居宅介護支援事業所ファニー 名古屋市北区大曾根四丁目 6 番60号	令和 3 年 4 月 5 日
特定非営利活動法人M A A M 愛知県稲沢市奥田天目寺20番 地	ケアプランぼちぼち 名古屋市熱田区一番二丁目28 番25号	令和 3 年 4 月 1 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 299号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
土屋歯科クリニック	名古屋市中村区藤江町 3丁目 165番 地	令和 3年 5月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
土屋歯科クリニック	名古屋市中村区藤江町 3丁目 165番 地	令和 3年 5月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
土屋歯科クリニック	名古屋市中村区藤江町 3丁目 165番 地	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市選挙管理委員会告示第21号

名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び
氏名について

令和3年5月23日執行の名古屋市議会議員南区選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和3年5月24日

名古屋市選挙管理委員会委員長 堀 場 章

住 所	氏 名
名古屋市南区観音町8丁目32番地の1	鈴木 和 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第9号

教育委員会定例会の開催について

令和3年6月4日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年5月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について
令和4年度使用中学校用教科用図書（社会【歴史的分野】）採択基本方針について

名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について
指定管理者の指定の変更について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第15号

名古屋市交通局局内誌発行規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第3条を次のように改める。

（発行回数）

第3条 局内誌の発行回数は年4回とし、四半期に1回発行するものとする。

ただし、予算の措置状況等を考慮し広報広聴課長が特に必要と認めるときは、別に定める発行回数とすることができる。

第4条第3項中「お客さまご意見係長」を「広報広聴課主査」に改める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
やすい家具 名古屋本店
名古屋市中区大須三丁目12番35号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,723平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和元年 9月30日
- 5 廃止する理由
店舗閉店のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋

名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)ビックカメラ	代表取締役 宮嶋 宏幸	東京都豊島区高田三丁目23番23号	変更なし	代表取締役 木村 一義	変更なし	令和2年9月1日
2	(株)エイトワシ	代表取締役 村上 雄二	愛媛県松山市湯渡町10番25号	変更なし	代表取締役 大藪 崇	変更なし	令和2年10月9日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 5月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 5月24日から同年 9月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 9月24日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル上飯田

名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 井出 武美	千葉市美浜区中瀬一丁目 5番地 1
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年 1月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,966平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

307台

(2) 駐輪場の収容台数

183台

(3) 荷さばき施設の面積

108平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

38立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール(株)	午前 7時00分	午後11時00分
未定	午前 7時00分	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
1階平面駐車場	午前 6時30分から午後11時30分まで
屋上駐車場	午前 6時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 3年 5月19日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 5月28日から同年 9月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 9月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 3 年 5 月 24 日懲戒処分に付した。

令和 3 年 5 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局主事	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号